

決 定 要 旨

被 審 人（住所） シンガポール共和国

（氏名） A

上記被審人に対する平成26年度（判）第21号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官城處琢也、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金33万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成27年1月7日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成26年11月6日

金融庁長官 細 溝 清 史

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（当時）に上場されていた長期国債先物（平成25年9月限月）について、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成25年6月26日、上記取引所において、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、約定させる意思がないのに、買い最良気配値以下の価格に多数の買い注文を発注したり、売り最良気配値以上の価格に多数の売り注文を発注したりするなどの方法により、上記先物合計39単位を買い付ける一方、同先物合計39単位を売り付けるとともに、同先物合計1672単位の買い注文及び合計757単位の売り注文を発注し、もって、自己の計算において、市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解させ、かつ、上記取引所における上記先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び委託をしたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第159条第2項第1号

3 課徴金の計算の基礎

法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る有価証券売買等の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額。

本件では、別表に掲げる事実につき

(有価証券の売付け等の価額) 5,545,500,000 円－ (有価証券の買付け等の価額)
5,545,170,000 = 330,000 円
となる。

(別表)

年月日	回数	委託数量		売付け等の価額及び買付け等の価額等					
		売付け等 (単位)	買付け等 (単位)	売付け等の価額 (円)			買付け等の価額 (円)		
				(注)	(単位)	(価格)	(注)	(単位)	(価格)
H25. 6. 26	1	6	445	426,390,000	3	142.13	426,360,000	3	142.12
	2	85	98	426,540,000	3	142.18	426,510,000	3	142.17
	3	0	98	426,240,000	3	142.08	426,210,000	3	142.07
	4	101	95	426,240,000	3	142.08	426,150,000	3	142.05
	5	88	85	426,630,000	3	142.21	426,630,000	3	142.21
	6	0	95	426,720,000	3	142.24	426,690,000	3	142.23
	7	193	95	426,690,000	3	142.23	426,660,000	3	142.22
	8	0	95	426,810,000	3	142.27	426,780,000	3	142.26
	9	85	3	426,810,000	3	142.27	426,810,000	3	142.27
	10	98	3	426,600,000	3	142.20	426,600,000	3	142.20
	11	98	85	426,540,000	3	142.18	426,510,000	3	142.17
	12	3	190	426,630,000	3	142.21	426,630,000	3	142.21
	13	0	285	426,660,000	3	142.22	426,630,000	3	142.21
合計		757	1,672	5,545,500,000	39		5,545,170,000	39	

(注) 長期国債先物は、長期国債標準物を対象原資産とする先物取引であり、長期国債先物の最低取引単位(1単位)は、同先物の価格を1,000,000倍した金額となる。